

中村学園大学(含む短期大学部)研究紀要刊行規程

第1条 中村学園大学・中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)は、研究成果(論文)を発表するため、研究紀要を刊行する。

第2条 前条の研究紀要は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要と称し、英文名は Bulletin of Nakamura Gakuen University and Nakamura Gakuen Junior College とする。

2 略称は、中村学園紀要とし、英文名は Bull.Nakamura Gakuen とする。

第3条 研究紀要への投稿者は、本学の専任教員・教務職員(副手)、大学院生及び編集委員会が認めた者に限る。

ただし、学外の共同研究者は、本学専任教員が論文筆頭者となる場合、連名で投稿することができる。

第4条 研究紀要編集刊行のため、編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号の区分から1名計9名の委員をもって構成する。

(1) 栄養科学研究科	1名
(2) 流通科学研究科	1名
(3) 人間発達学研究科	1名
(4) 栄養学科	1名
(5) 人間発達学科	1名
(6) 流通学科	1名
(7) 食物栄養学科	1名
(8) キャリア開発学科	1名
(9) 幼児保育学科	1名

3 委員は、各所属研究科・学科が推薦し、大学院研究科委員会及び教授会の承認を得て学長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

第6条 研究紀要への投稿者は、別に定める要領にしたがって委員会に論文を提出する。

第7条 委員会は、原稿の査読を求めた後、採否を決定する。

2 委員会は、編集の都合により論文の掲載について著者と協議し、調整することがある。

第8条 別刷は、50部まで本学負担とし、これを超える増刷分は投稿者の負担とする。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

この規程は、昭和55年9月30日から施行する。

この規程は、昭和62年11月1日から施行する。

この規程は、平成4年12月7日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。